



政策会議 議事概要

開催日	令和8年1月20日	場所	市役所本庁舎 4階会議室			
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長	<input checked="" type="checkbox"/> 副市長	<input checked="" type="checkbox"/> 教育長			
	<input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長	<input checked="" type="checkbox"/> 総務部長	<input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長	<input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長		
	<input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長	<input checked="" type="checkbox"/> 建設部長	<input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長	<input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長		
	<input checked="" type="checkbox"/> 教育部長	<input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局次長（代理）	<input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	学校給食費の改定について					
総合計画での位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【17】学校教育の充実					
総合戦略での位置付け	【産み育てる】少子化対策					
現状	①昨今の物価高騰により令和6年度に、県下平均にまで学校給食費を増額改定。 ②物価高騰により給食費では賸え切れない支出について、市の一般財源を投入。 ③国は、令和8年度より小学校において“いわゆる給食無償化”の方針を発表。 ④原則、学校給食費の改定については、3年毎を目途に行うこととしている。 ⑤前回の改定時には、給食の“質”の維持を求める要望が強くあった。					
課題	①中学校における負担軽減については、現在のところ未定であり財源確保が不確定な状況である。 ②国の物価高騰に対する交付金は、教職員等には適用されない。 ③今後、さらなる物価高騰が進行する可能性がある中で、保護者等への負担をどう求めているかが課題である。					
決定事項	① 下記改定案のとおりとする。（令和8年度より改定）					
	■学校給食費改定案（宍粟市学校給食費条例施行規則）					
	校種		給食1食当たりの額		月 額	
			牛乳あり	牛乳なし	牛乳あり	牛乳なし
小学校	現 行	250 円	190 円	4,200 円	3,200 円	
	児童改定案	-	-	500 円		
	教職員改定案	340 円	270 円	5,700 円	4,500 円	
中学校	現 行	300 円	240 円	5,100 円	4,000 円	
	改 定 案	430 円	360 円	7,300 円	6,100 円	
千種 高校	現 行	345 円	280 円	5,700 円	4,600 円	
	改 定 案	485 円	400 円	8,000 円	6,600 円	
※学校職員はそれぞれの校種と同額、学校給食センター職員は中学校と同額 ※高校は、学年によって食数が異なるため、3年間23ヶ月を按分した月額						

【様式②】

- ② ただし、今般の物価高騰により保護者等の経済的負担が増していることから、令和8年度の中学校及び高校の生徒分に限り、給食費の負担軽減支援を行う。
 ③ 負担軽減支援は減免により行う。減免額は、中学校及び千種高校は改定額と現行額との差額とする。

■ 令和8年度 学校給食費（減免後の額）

生徒文	給食1食当たりの額		月 額	
	牛乳あり	牛乳なし	牛乳あり	牛乳なし
小学校	-	-	500 円	
中学校	300 円	240 円	5,100 円	4,000 円
千種高校	345 円	280 円	5,700 円	4,600 円

※上記は児童・生徒分とし、教職員等については改定案どおりとする。

決定事項